

たまかわ観光交流施設 指定管理者募集要項



令和2年度

玉川村

目 次

1	指定管理制度導入の目的	2
2	募集する施設について	
(1)	施設名称及び所在地等	2
(2)	概要等	2
(3)	本施設の構成	2
3	指定管理者の指定・募集について	
(1)	指定期間等	3
(2)	再指定	3
(3)	指定管理者による管理及び運営	3
(4)	指定の申請	6
(5)	現地説明会	10
(6)	質問の受付及び回答	10
(7)	指定管理者の指定	10
4	協定について	
(1)	協定の締結	11
(2)	協定の内容	11
(3)	リスク分担の考え方	11
5	その他運営にあたっての留意事項	
(1)	管理運営の実績等	12
(2)	村との定例会	12
(3)	関係法令の遵守	12
(4)	引継業務	12
(5)	情報公開に関して特に留意すべき事項	12
(6)	個人情報保護に関して特に留意すべき事項	12
(7)	村内雇用及び村内への発注等への配慮	12
(8)	施設において発生した事項への対応に関して特に留意すべき事項	12
(9)	課税に関する留意事項	13
(10)	事業の継続が困難となった場合の措置	13
(11)	感染症拡大防止	13
6	問い合わせ先	13
	別紙「リスク分担表」	14

1 指定管理者制度導入の目的

玉川村（以下「村」という。）では、人口減少社会を迎え、都市部への人口集中が一層進む中、村においても人口減少に歯止めがかからない状況があります。今後村が持続的に成長していくためには、地域の活力を活かし、「交流人口と関係人口」の拡大が重要であることから、たまかわ観光交流施設（以下「本施設」という。）を着地型の観光拠点として整備するものです。今後は、宿泊と新たに体験型アクティビティを創出し、安定した観光事業形成と村全体の活性化を目指し、玉川村観光施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の第3条の規定に基づき、本施設を管理運営していくため、指定管理者制度を導入することとし、民間の創意と工夫を活用した施設の管理運営を行っていただける団体等を募集します。

2 募集する施設について

（1）施設名称及び所在地等

施設名称	所在地	関係条例等
たまかわ観光交流施設 「森の駅 Y o d g e」	福島県石川郡玉川村大字 四辻新田字村中131番地	・玉川村観光施設の設置及び管理に関する条例 ・玉川村観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則

■本施設は令和3年3月末に竣工する予定であります。（※工事の進捗状況等により、竣工時期が変更となる場合もあります。）

（2）概要等

ア 設置目的

施設名称	設置目的
たまかわ観光交流施設 「森の駅 Y o d g e」	人口減少が進む中、村では交流人口及び関係人口の拡大を図るため、着地型観光の拠点として本施設を整備し、観光誘客事業を促進する。

イ 管理運営にあたっての基本的な考え方

本施設の管理運営にあたっては、村の新たな観光事業の拠点となることを目指し、民間の創意と工夫を活用した管理運営を行っていただくことを期待しております。また、これまで本施設建設にあたっては、住民とのワークショップを開催しながら、地域の方々の意見を多く取り入れてきております。ついては、地域の各種団体とも緊密な協力と連携を図り、村全体における観光マネジメントをしていただきたいと思います。

なお、本施設は四辻新田の地域の方々とのコミュニティの場としても利用を考えておりますので、本施設を利用した地域行事の開催についても適宜必要な協力を行ってください。

（3）本施設の構成

施設名称	主な施設内容
たまかわ観光交流施設 「森の駅 Y o d g e」	面積：延床面積 502.18 m ² 、建築面積 509.1 m ² 構造：木造（増築部鉄骨造） 階数：平屋 宿泊室：5室

	最大宿泊者数：20名/日 その他の主な施設：多目的スペース（カフェ機能）、浴室（2か所）、展望デッキ等
体験フィールド	トレーラーハウス 1台 キャンプサイト 体験フィールド ・地形遊びのひろば ・泊まれるひろば ・芝生ひろば ・農のひろば ・エディブルひろば

※体験フィールドのコンテンツは変更となる場合もあります。

3 指定管理者の指定・募集について

(1) 指定期間等

指定期間は、2021年4月1日から、2026年3月31日までの5年間を予定しております。ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、村議会の議決を経て正式な決定となります。

なお、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第11項の規定に基づき、村は、本施設の管理の適正に期するために行った必要な指示等に指定管理者が従わない時、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

また、村は、指定期間中に本施設を廃止し、又は休場する場合などがあり、その場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、村は、あらかじめその旨を指定管理者へ通知します。

なお、村の事由による取り消し又は業務の停止により、指定管理者に損害等が発生することがあったとき、村はその損害を賠償します。村が損害を賠償する額は、村と指定管理者が協議し村議会の議決を経て定めることとします。村が、指定の取り消し又は業務の停止を命令した場合、指定管理者は村に管理委託料の全部又は一部を返還しなければなりません。

(2) 再指定

村は、指定期間終了の前年度に指定管理者の管理運営状況を評価し、その評価によりその後5年間について、非公募による再指定を行うこともあります。なお、複数の法人や団体等により構成される共同企業体、または特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立予定として、複数の法人や団体等により構成されるグループ（以下「法人・団体グループ」という。）の場合、再指定の対象となる共同企業体やSPCは同一の構成企業であることを原則とします。

(3) 指定管理者による管理及び運営

ア 管理運営の基本的事項

適正な管理運営の観点から、必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりです。

① 供用の期間及び時間

施設の開館・開場期間や利用時間は、指定管理者が施設の効用の最大化という観点から検討して、後記する事業計画書に記載し提案してください。

② 利用の制限

a 指定管理者は、条例第8条の規定に定めるような場合には、本施設の利用を制限することができます。

b 施設の給水事情について

本施設における給水については上水道利用となりますが、現在本施設のある四辻新田地域では、上水道整備事業が進められている状況であり、完成予定は令和4年度とされております。

つきましては、本施設の指定管理期間となる令和3年4月から※当面の期間、上水道による給水ができないため、応急的な対応として受水槽（6 m³）を設置し指定管理者と協議の上、必要水量を給水いたします。

※当面の期間：現在の予定としては令和4年度中を見込んでおります。

※飲用水＝既存水源（井戸）（1.15 m³/日） 雑用水＝給水車で運搬する水

※既存水源（井戸）の湧水量は1日約1.15 m³ではありますが集会所にも供給しているため、全量を使用することはできません。

c 施設の利用に必要な備品購入については、村予算で450万円程度を見込んでおり、指定管理者と協議の上、購入いたします。

イ その他管理運営に関する事項

① 公平性の確保

本施設の管理運営にあたっては、村民をはじめとする利用者の公平な利用を確保してください。

② その他

利用者の個人情報の保護など、本施設の管理運営にあたってのその他の留意事項については、この募集要項に定めるもののほか、仕様書や、指定管理者の指定後に交わす管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）等で定めることとなります。

ウ 業務の範囲・内容

指定管理者が本施設において担う業務（以下「管理運営業務」という。）の範囲は次に掲げる各業務とし、詳細は仕様書のとおりとします。

このうち、これらのすべての業務を一括して他の事業者等に委託することはできませんが、部分的な業務については、村と協議のうえ委託できるものとします。

① 統括管理業務

a 統括管理

b 経営管理

c エリアマネジメント

d 村との定例会議

- ② 運営業務
 - a 施設の提供
 - b イベントの企画・開催
 - c 広報・PR
 - d 利用調整
 - e 体験型アクティビティの開発

- ③ 維持管理業務
 - a 建物等保守管理
 - b 備品等保守管理
 - c 外構及び植栽管理
 - d 清掃
 - e 保安警備（機械警備を含む）
 - f 補修（30万円未満のもの）
 - g 廃棄物処理
 - h その他

- ④ その他
 - a 村長が必要と認める業務

エ 求められる管理運営組織

上記の業務を遂行するにあたっては、次に掲げる人員を配置していただく必要があります。

- ① 指定管理業務の統括管理責任者、安定的な指定管理のための経営管理責任者、各施設管理責任者
- ② 防火管理者の資格を有する者
- ③ 飲食提供する場合には、必要な資格を有する者
- ④ その他施設運営上必要となる資格がある場合には有資格者

※飲食提供や簡易宿泊営業に必要な許可・届出は指定管理者側で行ってください。

オ 収入及び経費等

本施設の管理運営に要する費用は、原則として、施設利用料及びその他の収入並びに村からの指定管理委託料（以下「委託料」という。）によって、施設の管理運営費を賄っていただきます。

① 施設利用料

本施設の管理運営にあたっては、法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を採用します。利用料金制度とは、本施設の施設利用料を指定管理者が直接自らの収入とすることができる制度です。利用料金は、指定管理者が村の承認を受けて定めます。

② 委託料の金額

村からの委託料の金額は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営を行うにあたって、村が適

正であると認める金額の範囲内とし、具体的には、毎年度ごとに締結する協定書（年度協定）において定めるものとします。

今回公募する期間における委託料の予定価格は年額 600 万円とし、この予定価格を上回る提案をした場合は指定管理者として不適格となります。

※委託料は提案額が必ずしも保証されるものではなく、村議会の議決後に村が行う指定管理者の指定後、締結する管理運営業務についての協定に基づき支払うものとします。

③ 委託料の対象となる経費

- ・人件費
- ・需用費（消耗品、印刷費、修繕費等）
- ・委託料（外部委託費等）
- ・使用料
- ・その他施設の管理運営に必要と思われる費用

委託料は、原則として精算しません。（経費の削減等により生み出された適正な剰余金は、経営努力によるものとして剰余金の返還を求めません。また、運営に起因する不足額が生じた場合も補てんは行いません。）

④ 委託料の見直し

村は、3年間の実績に基づき、委託料の見直しに向けた協議を行うこととし、村及び指定管理者の見込みに対して想定が困難な乖離が認められた場合に、委託料を見直すことを予定しております。ただし、指定管理期間の1年目及び2年目については、単年度ごとの実績に基づき委託料の見直しを行います。

⑤ 委託料の支払い

村からの委託料については、年額を一括して支払う予定です。

指定管理期間が1年に満たない場合には、実際に管理する指定管理期間を案分して支払いします。

（4）指定の申請について

ア 応募の形態及び資格

① 応募の形態

指定の申請は、法人その他の団体、又は複数の法人や団体等により構成される共同企業体として行ってください。このため、個人での応募はできません。

また、共同企業体として応募する場合には、必ず代表となる法人や団体等を決定いただくとともに、協定の締結の際には、共同企業体の全てを一括して協定の相手方とします。このため、指定管理候補者の選定後、協定の締結に向けての協議は、候補者の代表者又は代表となる団体等を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全てが負うこととなります。

次に、SPCを設立予定として、法人・団体グループとして応募する場合も必ず代表企業が当該SPCの出資者となり、本事業が終了するまで株式を保有する構成員を決定いただきます。なお、当該SPCは会社法に定める株式会社とし、本事業を遂行することのみを目的とします。また、共同企業体と同様に、協定に関する責任はSPCの構成員全てが負うこととなります。

複数の共同企業体や法人・団体グループにおいて同時に構成員やSPCの出資者になることは

できません。

② 応募資格

指定申請書を提出できるのは、上記アの法人その他の団体等のうち、以下の全てを満たす者とします。

ただし、福島県外団体等が代表者または代表企業となり申請する場合は、地域経済の活性化の観点から福島県内に本店又は主たる事務所を有する法人等との共同企業体または法人・団体グループとして応募してください。

- a 本施設の運営と事業の展開に理解と熱意を持ち、施設の機能を最大限発揮し、効率的かつ安定した運営を行うことができる法人その他の団体であること。
- b 法律行為を行う能力を有するものであること。
- c 破産者で復権を得ない者でないこと。
- d 団体の役員等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- e 団体の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団による不正な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- f 会社更生法又は民事再生法当による手続きを行っている者でないこと。
- g 申請の時点において、本村から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- h 応募締切日（募集期間を延長した場合は、延長後の応募締切日）以前6カ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していないこと。
- i 直近1年間の消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- j 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員を訪問し、又は電話を掛け、若しくは葉書（電報・メールその他これに類するものを含む。）を出していないこと（第三者をしてこれらの行為をなさしめることを含む。）
- k 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- l 管理運営にあたって、緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備出来る者であること。

イ 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、下記の書類を提出してください。

なお、提出された資料については、一切返却しません。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 玉川村観光交流施設指定管理者指定申請書添付書類等一覧（様式3）

様式1に、次の書類を添付した上で提出してください。なお、共同企業体やSPCの場合は構成員ごとに共同企業体協定書を除く書類を提出してください。

- 共同企業体協定書（共同企業体または団体グループ等の場合）
- 事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類（パンフレット等でも可）
- 定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類
- 法人の場合、法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- 法人の場合、法人の印鑑証明書
- 法人でない場合、代表者の印鑑登録証明書
- 法人等の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類）
- 役員名簿及び役員の履歴書
- 納税を証明する資料（過去3か年分）
 - (a) 消費税及び地方消費税未納の額がないことを証する書類
 - (b) 都道府県税未納の額がないことを証する書類
 - (c) 市町村税未納の額がないことを証する書類
- 暴力団排除に関する誓約書

- ④ 事業計画書（様式4）

様式は特に定めませんが、次の提案内容を含むものとしてください。

- a 指定管理者として管理運営業務を担うに際しての基本姿勢について（基本理念・事業目標・村の施策への協力に関する考え方等）
- b 仕様書に定める業務に沿った具体的な実施事項及びその体制について（人員体制、業務を行うにあたってのしくみ等）
- c 指定管理委託料見積及びその内訳
 - ※金額には消費税及び地方消費税を含み、現行税率（10%）で作成してください。
- d 令和3年度から5年間の収支計画（上記見積を組み込むこと）
 - ※令和3年度及び4年度の収支計画については、村上水道事業による運営への影響を踏まえた事業計画を策定すること。
- e 利用者ニーズに配慮した各施設の開所日・運用時間について
- f 体験型アクティビティ等による観光誘客推進について
- g 飲食提供等による施設の日常利用促進について
- h 管理水準について
- i ブランディングや広報戦略について
- j 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について
- k 安全管理、事故災害時の対応体制について
- l 利用者意見の反映、苦情への対応、情報公開、個人情報保護について
- m これまでの実績、ノウハウについて

- n 安定的な経営基盤について
- o その他自主的な提案事項及びその体制について

ウ 提出方法について

- ① 提出先 〒9636392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地
玉川村 総務課 地域創生係
- ② 提出期間・方法
 - 提出期間：令和2年10月1日（木）から令和2年10月30日（金）17時まで
 - 提出方法：持参又は郵便※郵便の場合には、書留郵便により10月30日（金）17時必着とします。
- ③ 提出部数
提出部数は、正1部、副15部（うち、1部は審査事務の都合上、コピーが可能なように、製本しないこと）及び申請書類の電子データを収めたCD-R等1部とします。

エ その他提案に関する留意事項

村は、指定管理者として最もふさわしい事業者を選定にするにあたり、本募集要項及び仕様書に記載する業務内容等を満たす、各申込団体よりの創意工夫ある提案を求めるものです。

なお、委託料の予定価格については、協定締結時の金額を示すものではなく、評価の基準となる価格を示すためのものです。

また、委託料は事業内容を踏まえ村と協議の上、毎年度の協定により確定しますので、提案額がそのまま委託料になるものではありません。

オ 提案書類の著作権等

申込団体が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申込団体に帰属します。

ただし、村が指定管理者の決定を行う際、議会の審議等に必要な場合は、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

また、提出書類は、村情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

カ 失格となる事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 申請者が応募資格の条件を満たしていなかった場合
- ② 提出期間を経過してから申請書を提出した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 指定管理者の選定にあたって、選定委員に有利な取り扱いを依頼した場合、又は他の申請者の情報等を入手するために接触した場合
- ⑤ その他この募集要項に違反すると認められる場合

(5) 現地説明会について

募集要項の説明及び本施設の施設見学のため2020年10月20日(火)から現地説明会を開催いたします。

ただし、本施設については現在改修工事中でありますので、外観のみの説明となります。なお、募集要項の説明については、四辻新田農業研修所(本施設隣)にて行います。

参加を希望する方は10月15日(木)12時までに参加申込書により「6 問い合わせ先」記載の電子メールにより申込みください。ただし、1団体の出席者は2名程度とさせていただきます。なお、当説明会への参加の有無が指定管理者の選定に関して何ら影響を与えるものではありません。

(6) 質問の受付及び回答について

指定管理者の指定の申請に関し、質問がある場合は、質問書により、2020年10月28日(水)17時までに、「6 問い合わせ先」に記載の電子メールで受け付けます。質問に対する回答は、電子メールにて回答するとともに、村ホームページに随時掲載してまいります。

(7) 指定管理者の指定について

① 選定基準について

指定管理者の候補を、玉川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき審査し、村議会の議決を経て指定管理者として指定します。

② 選定方式について

a 選定方法

選定にあたっては、玉川村指定管理者選定審査委員で構成する選定委員会を開催したうえで、指定申請書等の内容を精査し、本事業に最も優れた申請者を選定します。

なお、選定委員会では、申請者からのプレゼンテーション、選定委員会との質疑応答を実施します。日程は11月上旬を予定しており、日程が確定次第、申請者にお知らせします。

また、審査基準における最低基準に達しなかった申請者には、選定委員会の評価に関わらず選定者としての地位は与えられません。

【最低基準】

審査基準表の審査項目における最も高い点数をつけた委員の点数(最高点をつけた委員が複数いる場合は、いずれか一人の委員の点数)及び最も低い点数をつけた委員の点数(最低点をつけた委員が複数いる場合は、いずれか一人の委員の点数)を除く委員の点数を合計して算出した、

(a) 審査項目ごとの得点が、審査項目ごとの満点の5割に達していること。

(b) 審査項目ごとの得点を合算した全体の合計得点が満点の6割に達していること

b 選定事務の所管

選定事務については、玉川村総務課地域創生係が行います。

c 選定結果

選定委員会における選定結果の公表は、村長による候補者の決定後(指定議案の発表日)にホームページにて行います。

申請者に対しては、指定管理者の決定後（指定議案の議決後）、順位及び通知先の申請者の得点（審査項目ごとの得点及び全体の合計得点）についての通知を行います。

4 協定について

(1) 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者として指定がなされた後、村と指定管理者は、協議の上、管理運営に関する協定を締結します。

(2) 協定の内容

- ア 指定管理者が行う業務の内容について
- イ 指定管理期間について
- ウ 指定管理者の法令及び村条例等の遵守義務について
- エ 施設の改修、備品等の整備について
- オ 再委託の取扱いについて
- カ 利用の許可及び施設利用料の金額・徴収等について
- キ 管理運営費（指定管理料）の金額及び支払等について
- ク 事業計画書の作成、提出について
- ケ 事業報告書の作成、提出及びその他の実績評価等について
- コ 収支状況を明らかにした証拠書類等の整備・保管について
- サ 利益の取扱いに関する事項
- シ 情報公開について
- ス 職務上知り得た事項の守秘義務について
- セ 個人情報の保護について
- ソ 変更の届出について（定款、事務所の所在地、代表者氏名等）
- タ 損害賠償の義務及びその他のリスク分担について
- チ 指定管理者の指定取り消し及び管理業務の停止等について
- ツ 事故・災害等の緊急時における対応について
- テ 協定書に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合の対応について
- ト その他村が必要と認める事項について

(3) リスク分担の考え方

協定締結にあたり、村が想定する主なリスク分担の基本方針は、別表のとおりです。これらは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

5 その他運営にあたっての留意事項

(1) 管理運営の実績等について

指定管理者は、村に対し事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとします。提出を要する資料や時期等については、別添仕様書に定めるものの他、必要に応じて村と指定管理者が協議の上、決定することとします。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、村は指定管理者に対して業務の改善勧告等を行うことがあります。

(2) 村との定例会議について

指定管理者は、施設の管理運営等について、村との定例会議を定期的に開催してください。

(3) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、仕様書に記載の法令を遵守しなければなりません。

(4) 引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切に引継ぎを行うものとします。

(5) 情報公開に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、村が設置する公の施設の管理について、村からの権限の委任を受けて代行するものであることから、公平性及び透明性が求められるものであり、玉川村情報公開条例（平成12年玉川村条例第35号）においても、自らその管理に係る情報の公開に努めるものとされています。

具体的には、指定管理者は、施設の管理に係る情報の公開について、村と締結する協定において必要な規定を定めることとし、当該規程に基づいて情報の公開を実施することとします。

(6) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、玉川村個人情報保護条例の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として村が明示する措置を実施していただくとともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していたものは、退職後にあっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

また、違反した場合は、同条例に基づく罰則等が適用されます。

これらをふまえ、指定管理者は施設の管理運営を行うにあたって、個人情報の保護に配慮した管理運営体制の整備や、従事者に対しての必要な研修の実施など適切な対応を行うようにしてください。

(7) 村内雇用及び村内への発注等への配慮

指定管理者が行う管理運営にあたって、特別な理由がある場合を除き、職員等の雇用についてはできるだけ村内居住者の雇用に努めていただくとともに、委託業務の発注や物品の調達等においても可能な限り、村内事業者への発注に努めていただきたいと考えています。

(8) 施設において発生した事項への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負うこととします。

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由により、村又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

- ② 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を村へ報告しなければなりません。
- ③ 村と協議のうえ、損害賠償責任保険等に加入する必要があると認められる場合には、当該保険に加入しなければなりません。

(9) 課税に関する留意事項

当該施設の管理運営に伴い、指定管理者（法人の場合）は法人税、法人事業税、法人市町村民税の申告納税義務が生じます。また、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は原則課税対象となります。

なお、村が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となります。

(10) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

村が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合で、村が指定の取消しを行った場合には、村に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎなどの必要な対応を行うものとします。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、村及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない時は、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

③ 指定管理者の指定取り消し後の対応

指定管理者の指定取消し後、次点候補者を指定管理予定候補者として、施設の管理運営に関する協議を行うことがあります。

(11) 感染症拡大防止について

新型コロナウイルス感染症対策のため、指定管理者は村からの要請に基づき、対策を講じるものとします。

6 問い合わせ先

本件に関することは、以下にお問合せください。

〒9636392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

玉川村総務課 地域創生係 TEL : 0247-57-4621

FAX : 0247-57-3952

E-mail : soumu@vill.tamakawa.fukushima.jp

リスク分担表

リスクの種類			負担区分	
			玉川村	指定管理者
1	法令の変更	指定管理者が行う管理運営に影響を及ぼす法令の変更	(協議事項)	
2	天災のほか、不可抗力による事業中止等	天災・騒乱・暴動・その他玉川村や指定管理者の責めに帰すことができない事由による事業の中止・延期・変更※1	(協議事項)	
3	事業の中止等	玉川村の指示。責任による事業の中止・延期・変更	○	
		指定管理者の責任による事業の中止・延期・変更		○
		指定管理者の事業放棄・破綻		○
4	金利・物価の変動	金利・物価の変動 ただし、大幅又は急激な物価変動の影響により、(収支計画に多大な影響を与える) 管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、協議事項とする。(協議対象経費) ①燃料費(ガソリン、灯油等) ②光熱水費(上下水道料金、電気代等)	(一部協議事項)	
5	準備リスク	指定期間開始までの準備費用負担		○
6	書類の誤り	仕様書等玉川村が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案・提出した書類の内容の誤りによるもの		○
7	運営費の膨張	玉川村以外の要因による運営費の膨張		○
8	市場環境の変化	利用者の減少・競合施設の増加・需要見込の誤り・その他の事由による経営不振		○
9	施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵によるもの		○
		施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
		経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの (見積額1件30万円未満のものに限る)		○
		税法上の資本的支出及び見積額1件30万円以上のもの	○	
10	安全性の確保	管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全		○
11	セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
12	損害賠償	管理上の瑕疵により利用者に損害を与えた場合		○
13	情報管理	業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護		○
14	運営リスク	指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休業等		○
		施設・設備の設計・構造上の原因による臨時休業等	○	
		指定管理者による自主事業の運営		○

15	債務不履行	玉川村による協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
16	利用者対応	指定管理者の業務範囲のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
17	周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
		管理運営業務の内容に対する住民からの要望等		○
18	指定の取消しリスク	指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止における費用負担。 ※ただし、指定管理者の責めによらない場合を除く。		○
19	業務の引継ぎ	玉川村に対する指定管理業務引継ぎ書の作成		○
20	事業終了時の現状復帰	管理運営業務の期間が終了した場合、又は期間中途における指定管理者の徴収にかかる費用		○

※1 第三者の行為で相手方が特定できないもの又は施設管理上の瑕疵による事故への対応・施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。